

議長（黒沢義久君） 次，2番深谷渉君の発言を許します。

〔2番 深谷渉君登壇〕

2番（深谷渉君） 2番公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして発言させていただきます。

初めに、国の75兆円の経済対策と、本市の取り組みについてでございます。

100年に1度と言われる経済不況に当たり、今まさに本市の政治や行政が取り組む使命とは、責任は何か。それは、市民の生活を守り、中小企業を守り、雇用を守ることであります。この未曾有の経済不況に立ち向かう市長のリーダーシップのもと、未曾有の地域政策の展開が今ほど要請されているときはありません。そこで、昨年末の本市地域経済状況と年度末に来ての経済状況の違いの認識について、市長のご見解を伺います。

また、政府の第2次補正予算で、本市には県内一大きな枠である約4億9,000万円の地域活性化生活対策臨時交付金が交付されます。それに基づいて、本議会に多くの事業計画が提案されていますが、主な事業計画の内容を示しながら、地域経済の活性化に向けた市長のご決意をお伺いいたします。

続きまして、定額給付金子育て応援特別手当の今後のスケジュールと、地域活性化につなげるべく、その具体策についてお伺いいたします。

厳しい経済状況を打開するための緊急対策は、積極的な財政出動や減税等を通じた内需の拡大が不可欠であります。第2次補正予算の関連法案も国会で成立いたしました。さまざまな議論があり、注目された定額給付金、これはグローバルな経済不況下にあり、今や世界の潮流である給付付定額減税なのであります。

全国に先駆けて今月の5日に北海道の西興部村、青森県の西目屋村で給付が開始されました。西目屋村の若い村長が給付額をお祝袋に入れて、にこやかな高齢の婦人に渡されている姿が報道されました。それに伴い、全国各地で我が町の給付時期はいつになるのかとの関心が高まっております。

そこで本市における定額給付金の準備状況と今後のスケジュールについてお伺いいたします。申請書の発送予定日、送付方法、申請方法、受け付け期限、振り込みの時期、そしてまた、市民への周知徹底方法と同時に振り込め詐欺などに遭わないように注意する等を促す広報活動、相談窓口の設置、対応職員の確保等、これから問い合わせが多くなると思いますので、基本的説明などのマニュアル作成など、どのようになっているのでしょうか。と同時に、子育て応援特別手当についても、準備状況と今後のスケジュールについてお伺いいたします。

ご承知のように、子育て応援特別手当は、平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた第2子以降の子どもさんに、1人当たり年3万6,000円を一括支給するものでございます。18歳以下の子どもさんが二人いて、しかもこの期間に生まれた子どもさんが一人いれば、定額給付金と子育て応援特別手当で、夫婦と二人の子どもさんの4人家族で10万円が給付されることとなります。

当該手当は、定額給付金に隠れて市民への周知が不十分なのが現状だと思います。そして、当

該手当の対象者の第2子以降の子というものを、「第2子だけ」または「第2子以降全員」とか間違いやすく、幼稚園・保育所などの関係機関へも周知徹底が必要であると考えます。その方法・計画もあわせてお伺いいたします。

この定額給付金の給付時期に合わせて、地域経済活性化のために全国でさまざまな取り組みが行われております。昨年12月定例議会において、私は一般質問で、常陸太田市内で使用できるプレミアム付商品券の発行を提案させていただきました。

先週3月6日の総務省定額給付金室の発表によると、3月1日現在、定額給付金に関する地域の取り組み状況を発表しております。それによりますと、このプレミアム付商品券を発行予定の自治体は、47都道府県の698市区町村になり、市区町村全体の4割弱に当たります。

また、消費拡大セールを予定している117市区町村、寄附を募り、ほかの施策に活用する取り組みをしている自治体は64市区町あります。

本市において、この給付金を地域経済活性化につなげるべく、具体的施策を行う予定はあるのか。また、そのしかるべき努力をされたのか、その経緯をお伺いいたします。

続きまして、ふるさと雇用再生特別交付金・緊急雇用創出事業交付金の本市への配分とその取り組みについてお伺いいたします。

経済対策の中で、自治体による雇用機会創出のために、ふるさと雇用再生特別交付金と緊急雇用創出事業交付金が用意されております。その目的にかなった本市の取り組みについてお伺いいたします。

本市の取り組む市有林現況調査事業、常陸太田魅力アップにぎわい交流推進業務、観光土産品売り上げ向上戦略研究業務において、それぞれ二つの交付金事業の内容と概念を示していただき、本市の取り組む業務、事業内容、雇用人数、その後の取り組みについてお伺いいたします。

続きまして、食料自給率向上に向けた取り組みについてでございます。

昨年末に農林水産省は、農業などに関する施策の基本事項を定めている「食料・農業・農村基本計画」を見直すことを表明いたしました。平成17年3月に作成された基本計画では、10年後の食料自給率の目標をカロリーベースで45%に置いておりました。しかし、見直しによる新たなたたき台として、10年後の食料自給率の目標を同じくカロリーベースで50%にアップした場合の取り組みイメージを工程表として提示されております。

食料自給率引き上げについては、公明党の太田代表が今年の臨時国会の代表質問の中で、世界的食料危機から国民生活を守るために、安全な食料の安定的な確保と農業の立て直しが急務として、食料自給率を50%に引き上げるための総合的な取り組みを急ぐよう指摘しております。その意味から、基本計画の見直し作業は大いに歓迎すべきと思っております。そして、本市においても基幹産業である農業への施策に一段と力強い取り組みを期待するものでございます。

そこで、新たなたたき台である食料自給力・自給率工程表に対するご見解を具体的内容とともに伺いいたします。そして、それらの具体的内容の中から、本市で今後強化していく重点取り組みについて伺いいたします。

次に、農地改革プランに対するご見解をお伺いいたします。

1月の通常国会で、さらに公明党の太田代表は、「農業の再生は農山村の疲弊が進む中で、日本の地域経済浮上のために極めて重要。地域の活力として農業を再生させるために、大胆な政策展開をしていくべきである」として、3点の提案をしております。

第1に、貸しやすく借りやすい平成の農地改革の推進、第2に、耕作放棄地等を含めた農地の再生と活用、第3に、農家の所得向上と雇用拡大です。

この3点に対する具体的内容は省略いたしますが、現在、通常国会に提出されている「農地法」等の一部を改正する法律案が、農水省が発表した農地改革プランを実行するために必要な法改正を行うものであります。

この法律案は、第1の観点である貸しやすく借りやすい平成の農地改革の推進に当たるものであります。農地の有効利用を図るために、所有を基本としたこれまでの農地制度を改め、利用へと再構築を目指します。

そこで、これにより、本市ではどのように農地の有効活用ができ、どのような効果が予想されるのか、この農地改革プランに対する本市のご見解を伺います。

次に、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金についてでございます。

ただいま同僚議員からも同様な質問がございました。重複するかもしれませんが、ご了承をお願いいたします。

先ほど述べた食料自給率50%への取り組みの工程表の中で、未利用地の有効活用として、66万ヘクタールのうち、耕作放棄地からの営農再開をおおむね10万ヘクタールと目標を設定しております。

政府の今年度農林水産予算には、新規事業として総額206億円の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金が盛り込まれております。この交付金は貸借などによって、耕作放棄地を再生利用する担い手や、集落営農組織NPO新規農業者や隣接地点の農地を持つ既存の農業者など、対象が幅広く設定されております。

障害物の除去、深耕、整地など、農地として利用するために重機などを用いて行う作業に対して、荒廃の程度に応じて10アール当たり3万円あるいは5万円を初年度に限り助成します。劣化した土壌を営農可能な状態に戻すために、土壌改良に対しては10アール当たり2万5,000円を最大2年間にわたり助成します。営農定着支援として10アール当たり2万5,000円が1年間助成されます。

また、用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工所・市民農園などの整備も補助することで、営農をバックアップするというものでございます。

本市におけるこの交付金の利用促進と利用対象者のさらなるバックアップはどのように考えているのかお伺いいたします。

3項目め、学校教育環境についてお伺いいたします。

初めに、学校等の地上デジタルテレビの整備についてでございます。ご承知のとおり、2011年、平成23年7月24日までにアナログ放送が一切終了し、地上デジタル放送へ完全移行される予定であります。あと2年4カ月ほどに迫ってきました。文部科学省の発表によれば、現在、

公立学校に設置されているテレビ受像機，約60万台のうち，地デジ放送に対応するテレビは約1%に過ぎないようであります。現在，教育現場において，教室等でリアルタイムにテレビ放送を見ることはほとんどなくなってきておりますが，学校内に何台かは地デジ対応のテレビが必要であると考えられます。その他教育諸施設への設置も考えなければなりません。アンテナ工事が必要なところ，デジタルチューナーだけで済ますところ，デジタルテレビに買いかえるところ等々，いろいろ対応が違ってくるのではないのでしょうか。

文部科学省は，平成21年度予算案に，公立学校施設整備費「安全・安心な学校づくり交付金」を計上，その中で，公立学校のアンテナ工事費，校内配線工事，その他電気工事など，受信のために必要となる工事の経費について2分の1が補助されます。また，地方財政措置も講じられると聞いております。

そこで本市において，学校関連の地上デジタルテレビ放送に対応するテレビの設置において，これらを活用して計画的に整備すべきと思いますが，そのお考えと整備計画をお伺いいたします。

2番目に，学校図書館図書標準と本年取り組む専任司書配置についてお伺いいたします。

私は，平成18年の初当選直後の9月定例議会より3回にわたり学校図書館の問題を訴えてきました。その中で，平成19年3月定例議会で，本市において各小中学校とも，特に金砂・水府・里美地区で，国で定めた学校図書館図書標準の達成率にかなりばらつきがあることを指摘させていただきました。その際に，教育長から図書標準の達成率が低い学校への図書整備費配分については考慮していきたいとのご答弁をいただきました。その後，当該達成率の低い学校に多目の図書整備費の予算配分をしていただいたことを確認させていただきました。既に2カ年が過ぎようとしていますが，現在の達成率の変化についてお伺いいたします。

次に，専任司書配置についてであります。昨年6月定例議会で，私は全校への専任司書配置は予算の関係上無理なのであれば，専任司書を置いたモデル校を作り実行することを要望させていただきました。教育長は，市町村教育長協議会において県費での専任司書配置を要請されていましたが，県費での設置は無理と判断され，今回市独自の予算で市内3校に設置を決められました。そのご決断に感謝いたします。今回の平成21年度の司書配置事業の規模は112万6,000円と，かなり抑えた予算額になっております。

そこで，市内3校に配置とのことですが，どこの学校に，またはどのような学校図書館のところに，どのような勤務体系で配置されるのか，具体的にお伺いいたします。

また，今後この3名の専任司書に対して，どのような活動を期待し，次年度へいかなる展開をされていかれるのか，教育長の展望をお聞かせください。

最後，4点目の「鳥獣被害防止特措法」についてでございます。

私が今さら鳥獣による林業への被害について述べるまでもなく，年々深刻化・広域化しているのは周知の事実でございます。全国的に見ると人身被害も発生するなど，住民の暮らしが脅かされる現状も招いております。過疎化・高齢化の進展と相まって，先ほど述べた耕作放棄地や集落の崩壊等に影響を及ぼすなど深刻な問題でございます。

農林水産省は，平成20年度から新たに28億円規模の鳥獣害防止総合対策事業を創設いたし

ました。20年度2月に施行された「鳥獣被害防止特措法」に基づいて被害防止計画を作成し、市町村・農林漁業関係団体・狩猟者団体などで構成される地域協議会を設置することなどを要件に、その取り組みを支援するものでございます。21年度も同額の予算が組まれております。

しかし、この事業を実施した市町村は、昨年12月現在で全体の約2割以下に過ぎないようでございます。茨城県では、笠間市の1市だけが計画書を作成しております。

本市では今年度中、もう時間もございませんけれども、今年度中に作成予定とのことですが、その作成の状況と、協議会の設置に向けてどのような検討をしているのかお伺いいたします。

そしてまた、政府の今年度第2次補正予算で、本市に交付される地域活性化生活対策臨時交付金の一部を活用し、本議会で有害鳥獣被害防止対策事業が提案されております。この事業の対策内容と、これから作成する被害防止計画について、複合的に対策を進めていくと思われませんが、今後の具体的取り組みをお伺いいたします。

以上で、第1回目の私の質問を終わります。ご答弁をよろしくお願ひいたします。

議長（黒沢義久君） 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午後0時53分休憩

午後1時00分再開

議長（黒沢義久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番菊池伸也君が出席されました。

答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 「本市の経済の認識と地域経済活性化に向けた市長の決意はいかに」というご質問にお答えを申し上げます。

県内の経済情勢につきましては、財務省の水戸財務事務所の県内経済情勢報告等によりますと、昨年後半は全体として足踏み状態が続いており、一部に弱い動きも見られるとされておりましたけれども、今年に入りまして悪化しつつあるとされており、個人消費につきましては弱い動き、企業収益は減益の見込みということで、県内の雇用情勢も求人倍率が一段と低下するなど厳しい状況下にあると判断されます。

本市におきましても、市内の製造業において生産活動が急速に減少しまして、週1日から3日の臨時休業をしている事業所も見受けられます。また、雇用情勢におきましても、派遣社員等を雇いどめ等にした製造業務が見受けられるようになってまいりました。このような状況でございますので、本市におきましても、国において進められている75兆円の経済対策を十分に活用してまいりたいというふうに考えております。

なお、国の2次補正に基づく地域活性化生活対策臨時交付金事業でございますが、交付金4億9,200万円に一般財源8,900万円を加えまして、合計5億8,100万円として今定例会の補正予算に提案をしたところでございます。

主な事業といたしましては、旧水府庁舎の解体事業、旧水府中央公民館解体事業、本庁舎の屋

根の防水事業，西山の里桃源リニューアル事業，プラトーさとみ施設改修事業，外の内橋耐震補強事業，さらには，里美中学校の屋内体育館の屋根の防水事業などが主な事業でございます。

また，当初予算のうち，普通建設事業におきましても，昨年度より9,200万円，3.2%増の29億9,300万円を計上したところでございます。

さらに，水道事業関係におきましても，2億6,000万円増の9億8,700万円の建設改良費を計上しておりますので，これらの公共事業の発注によりまして，地域経済の活性化と雇用の確保につなげてまいりたいというふうに考えております。

なお，年度末を控えまして，企業等への資金融資等につきましては，セーフティネットの積極活用を図りながら対応してまいりたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 定額給付金及び子育て応援特別手当の今後のスケジュールについてお答えを申し上げます。

まず，現在までの事務の準備状況についてでございますが，事務を進める上で，県や他市町村との情報交換や郵便局・金融機関など，定額給付金給付事業に関係する事業所との連絡・調整を行い，事業開始に向けて事前準備を行ってまいりました。また，2月10日には，関係部署によるプロジェクトチームを立ち上げ，事務フローや補正予算案などについて協議をしてまいりました。

今後のスケジュールについてでございますが，定額給付金と子育て応援特別手当は，本来別々の事業ではありますが，事務の効率化を図るために，それぞれの申請書を同封して発送するなど，同じスケジュールで実施してまいりたいと考えております。

市民の皆様への申請書の発送につきましては3月末，送付方法は書留郵便を予定しております。また，申請受け付け期間につきましては，4月1日から6カ月間を予定しております。申請は郵送を原則としておりますが，直接窓口へ提出することを希望する方の利便性を考えまして，申請受け付け開始に合わせまして，本庁及び各支所に一定期間ではございますが，受け付けの臨時窓口を設置する予定でございます。

給付金等の給付に当たりましては，第1回目の申請受け付けの締め切りを，振り込み口座データ等の入力作業におおむね1週間，さらに，金融機関における振り込み口座確認作業におおむね2週間などの期間を要することから，1回目の口座振り込みは4月下旬を見込んでおります。

給付金の給付方法は，申請者名義の口座への振り込みを原則とし，窓口での現金受領方法は多額の現金を取り扱うことによる危険を避けるために，口座振り込みでの給付が困難な場合とさせていただきます。口座がないなどの理由により現金受領を希望する場合は，改めて市から受け取る期日等をお知らせをし，後日，窓口にて受領することとなります。

なお，市民からの問い合わせに対応するため，申請方法や給付方法など，基本的な説明事項を記載したマニュアルを作成しております。この事業を開始するに当たっては，新聞折り込みによるチラシ配布，お知らせ版，防災行政無線などを活用しまして，定額給付金の周知とあわせまし

て振り込め詐欺等に対する注意など、広く市民の皆様にも周知してまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（黒沢義久君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 子育て応援特別手当のご質問にお答えいたします。

子育て応援特別手当の支給につきましては、現在、支給対象時に係る名簿作成等事務、また、手当支給に係る申請処理の発送等に向けた準備事務を定額給付金とあわせて進めているところでございます。

また、市民及び幼稚園・保育園等、関係機関への周知につきましては、市広報紙でのお知らせや、定額給付金とあわせての新聞折り込みのチラシ配布、また、本庁・各支所の窓口、また、主に支給対象者となる保育園や幼稚園等へのリーフレットの設置・配布・説明等により、子育て応援特別手当支給への周知を図ってまいります。

なお、子育て応援特別手当支給に係るスケジュールにつきましては、4月1日の申請受け付け等の対応に向けて準備を進めておりますが、定額給付金と同様のスケジュールで進めてまいります。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） 定額給付金、子育て応援特別手当に係る地域活性化についてのご質問にお答えいたします。

地元経済の活性化策として、市民に定額給付金を地元で消費してもらうために、市内でのみ使えるプレミアム付商品券を発行する自治体や商工会の例が報道されておりますが、本市におきましては、市民が消費するに当たり、消費する金額や購入する品物が限定されたりすることのないよう消費の自由度を高めることが大切だと考えており、定額給付金・子育て応援特別手当の給付をはずみに市内商業の活性化を図るためには、給付金を消費するきっかけとなる販売サービスの手法を関係者が連携して取り組むことができるよう、商工会・商店会にも働きかけ、研究をしているところでございます。

次に、ふるさと雇用再生特別交付金・緊急雇用創出事業交付金の本市への配分とその取り組みについてのご質問にお答えいたします。

昨年後半からの急激な景気後退に伴い、雇用情勢が厳しさを増す中、地域の求職者に対する雇用機会を創設するため、ふるさと雇用再生特別交付金事業及び緊急雇用創出事業交付金事業を民間企業等への委託事業として取り組んでまいります。

まず、ふるさと雇用再生特別交付金事業は、事業が地域の発展に資することを見込まれるもののうち雇用継続が見込まれる事業において、安定的な雇用機会を創出する事業を行うもので、事業に係る経費のうち、失業者に向けられる人件費比率は2分の1以上となるものが対象となります。本市の事業費の配分額は、3年間で4,710万1,000円となります。

次に、緊急雇用創出事業交付金事業は、急激な経済情勢の変動により、離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年労働者などに対し、臨時的・一時的なつなぎ就業の機会を提供する事業を行うもので、事業に係る経費のうち人件費比率は7割以上であり、全労働者に占める新規雇用する失業者の数の割合は4分の3以上となるものが対象となります。当市の事業費の配分額は、3年間で1,680万3,000円となります。

当市においては、ふるさと雇用再生特別交付金事業として、魅力アップにぎわい交流事業を実施、当市イメージアップ戦略や観光イベント等の広報宣伝業務の企画運営、観光イベント、地域間交流事業の企画立案業務などを行います。

さらに、観光土産品等販売促進戦略研究事業としまして、市内観光土産品の発掘・選定・市内土産品等の試験的販売、販売調査等を実施します。雇用予定人数は、常勤・非常勤を合わせて4名程度を計画しております。

緊急雇用創出事業交付金事業としましては、市有林の樹種・樹齢・価格等の現地調査を行う市有林現況調査事業の実施と、不法投棄ごみの現況調査及び回収処分を行う不法投棄・廃棄物除去事業を実施いたします。

雇用人数については、市有林現況調査事業については5人で3カ月、不法投棄廃棄物除去事業につきましては、14人で6カ月を計画しております。

続きまして、食料自給率向上に向けた取り組みについてのご質問の、第1点目の自給力・自給率工程表に対する展開と本市の重点取り組みについてのご質問にお答えいたします。

食料自給力・自給率工程表につきましては、農林水産省が平成20年12月2日に食料自給力の強化のための取り組みと、食料自給率50%のイメージとしまして、国内農業の食料自給力の強化と食育の推進による消費と生産両面の取り組みにより、おおむね10年以後において、食料自給率50%を達成するイメージと取り組み事項を作成したものであります。

生産面の取り組みとしましては、耕作放棄地の解消や優良農地の転用抑制により最大限確保した農地を裏作を含めて最大限活用した事業に応じた生産の推進を掲げており、その柱として、1つは、耕作放棄地からおおむね10万ヘクタールの営農再開を図ること。2つは、調整水田、地力増進作物作付等20万ヘクタールへの新規需要米等の作付をすること。3つは、水田裏作における麦類の作付の拡大を図ること。この3つとしたものであります。

このイメージに対する見解としましては、国は、国内全体の農業の現状から施策としてイメージしたものでありますが、耕作放棄地解消及び飼料用米の普及拡大につきましては、当市農業施策の方向性にも合致するものであり、制度等を積極的に取り入れ、自給力の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、本市の重点取り組みといたしましては、地産地消の推進事業においてブランド化を進めているソバの生産量拡大を推進するため、荒れ地における耕作放棄地の有効利用を進めるとともに、耕畜連携による新規需要米である飼料用稲の作付拡大を進めるなど、地域の実情に即し、農業従事者がより有利な補助等が受けられる体制づくりを進め、水田の有効利用を図ることといたします。

続きまして、ご質問の第2点目の農地改革プランに対する見解についてお答えいたします。

農地改革プランにつきましては、農林水産省が平成20年12月3日に、農地が抱えている問題を解決するため、改革を進める食料供給力の強化等を図るための新たな農地施策を早急に構築することとし公表したものであり、所要の関連法案を今通常国会に提出しているものであります。

その柱としましては、1つは、農業法人以外の一般企業などが、農地を借りる際の要件を緩和し、参入を拡大すること。2つは、借り手に対して農業委員会が厳重にチェックし、不適切な事業があった場合は許可を取り消すこと。3つは、生産効率の落ちるような農地転用は認めず、違反転用の罰則を引き上げること。4つは、農地の面的集積と耕作放棄地の解消措置を強化することとしたものであります。

この農地改革プランに対する見解といたしましては、プランに伴う詳細な関連法案の内容が示されておりませんが、農業生産経営の基礎的な資源である農地の確保、農地制度の基本を「所有」から「利用」に構築することを目的としたものであり、これらにつきましては、現在、常陸太田市が課題とする農業従事者の減少並びに耕作放棄地の増加等による農地の荒廃に歯止めをかけるものとしては有効であり、この国の施策に基づき、市内の農地の確保を図るため、市農業委員会との連携・強化に努めながら、市内外の企業等への農業への参入の促し等により、農地の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、ご質問の第3点の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の活用につきましては、木村議員のご質問にもお答えしたところでございますが、実施期間を平成21年度から25年度とし、耕作放棄地を営農可能な状況に回復するための再利用活動や、資機材の初期投資にかかわる営農定着活動及び用排水施設、市民農園等の整備に係る施設等保管管理に交付されるものであり、この制度の積極的な利用を図るため、より効率的かつ効果的な本市の実情に合った計画策定と体制づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、「鳥獣被害防止特別措置法」における地域協議会の設置、被害防止計画策定並びに今後の取り組みに係るご質問にお答えいたします。

ご質問の鳥獣による農林水産業などに係る被害の防止のための特別措置に関する法律は、農山漁村地域において、鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることにかんがみ、その防止のための施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、平成20年2月21日に施行されたものでございます。この法律における市町村に係る項目を抜粋いたしますと、次の4項目となります。

1つは、市町村は被害防止計画を定めることができること。2つは、被害防止計画を定めた市町村は、都道府県にかわって、自ら鳥獣の捕獲の許可権限を行使することができること。3つは、国及び都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく施策が円滑に実施されるよう必要な財政措置を講ずるものとする。4つは、市町村は、被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣捕獲隊、鳥獣被害対策実施隊を設けることができることとしており、本市においては既に許可権行使及び常陸太田市有害鳥獣捕獲隊を結成しており、この計画策定により、

鳥獣被害対策に関する特別交付税措置が5割から8割に拡大されることとなります。

計画の策定の状況といたしましては、現在、計画案について県と協議を進めている段階であり、農業関係機関による地域協議会の設置とともに、早期施行に向け準備を進めております。

次に、今後の取り組みにつきましては、従来の捕獲隊による猟銃を使ったイノシシ・カラス・ハクビシンの捕獲と箱わなによるハクビシンの捕獲に加え、より効果的・効率的に鳥獣捕獲を実施することができるよう、イノシシのくくりわな80基を新たに加えた捕獲計画を進めているところでございます。

また、計画の目標といたしましては、平成20年度においては、イノシシの捕獲を245頭としておりましたが、平成22年度は275頭を目標としております。これにより、農作物の被害防止に努め、農林業に従事する方の営農意欲の向上に寄与してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 学校等の地上デジタルテレビの整備について、まずお答えをいたします。

地上デジタル放送移行に伴う学校施設の受信環境の整備につきましては、平成21年度に各学校の状況を調査し、テレビの使用状況等を踏まえながら、必要なテレビについてはデジタルテレビの購入、もしくはデジタルチューナーの設置を進めていく考えでございます。

補助制度につきましては、国の平成21年度予算において、安全・安心な学校づくり交付金の中で学校施設のデジタル化が認められる見込みであり、国会審議中のため詳細は明らかにされておりませんが、議員ご発言のとおり、アンテナ設置や配線工事が補助対象となり、2分の1の補助が受けられる見込みであります。

しかしながら、デジタルテレビ本体や、デジタルチューナー端末の購入費は補助の対象にならないため、今後、補助の内容を十分検討の上、利用できる部分には活用していく考えであります。

続きまして、学校図書館図書標準と本年取り組む専任司書配置についてお答えをいたします。

学校図書館の図書整備冊数において、文部科学省の図書標準を満たしていない学校は、平成20年8月1日現在、小学校で6校あり、充足数の最も低い学校は68.8%で、17校の平均は104.0%であります。同じく中学校で図書標準を満たしていない学校は4校あり、充足数の最も低い学校は63.7%で、8校の平均は95.0%の状況にあります。

図書購入予算につきましては、平成21年度当初予算で小学校680万円、中学校700万円を計上し、蔵書数の少ない学校に重点的に配分し、図書標準の達成に努める考えであります。

次に、学校図書館への専任司書の配置につきましては、平成21年度から図書館司書の資格を有する者を臨時職員として雇用し、小学校3校に試行的に配置するものであります。

配置する学校は、各学校の図書館の現状を調査の上、大規模、中規模、小規模の学校からそれぞれ1校ずつをモデル校として選定し、1日4時間、週2日から3日間、専任の司書を勤務させ

る予定であります。専任司書は図書の整備や貸し出し、司書教諭の指示による児童の読書相談等の業務に従事する予定であり、専任司書の配置による児童の図書館利用の状況や読書活動に対する意識の変化等を検証し、これらの結果を踏まえながら他の学校への配置についても検討していく考えであります。

議長（黒沢義久君） 2番深谷渉君。

〔2番 深谷渉君登壇〕

2番（深谷渉君） ただいまは、市長、教育長を初め、関係部長のご答弁、大変ありがとうございます。市長の本市地域経済の現状認識、そして、地域経済活性化に向けた短いながら力強いご決意を聞かせていただきました。フランスの哲学者ベルクソンは、「問題は正しく提起されたときにそれ自体が解決である」と言っております。その意味において、私たちがしっかり本市の現状を認識していかなければならないと思います。

市内の中小の工場は、市長がおっしゃったように週休三日や四日のところができております。住宅ローンが支払えず家を手放す方、会社の収入が減り、夜のアルバイトを始める人、また、仕事さえも失ってしまった人、私の周りにも不況の波をかぶっている多くの方がいらっしゃいます。行政ができること、まさに今が正念場であり、渾身の力を込めて市民のためにこの難局に立ち向かう決意が必要ではないかと思うのであります。市長の今後のかじ取りに期待をするものであります。

続きまして、定額給付金についての詳細なご答弁をいただきました。

全国的に発送予定が3月末、最初の支給がゴールデンウィーク前という形が多くなっております。当市もできるだけ早く混乱を避けながら実施していただきたいと思っております。

そこで1点、詳細になりますけれどもお伺いします。申請方法についてでありますけれども、申請の際に、身分証明書のコピーや口座を証明するコピーが必要なようですけれども、高齢者の方で、近くにコンビニがなかったり、コピー機がない人などに対する配慮とかはあるのでしょうか。1点お伺いいたします。

また、定額給付金の対応マニュアルを作成されたということであります。私も定額給付金をちょっといろいろ見てみますと、なかなか難しい面もあります。そこで1点、これはすぐ総務部長さんも答えられると思うんでお聞きしたいと思うんですけれども、1990年生まれの方、今年19歳になります。今年の2月2日生まれの方は支給対象者になるのでしょうか。また、1944年生まれ、今年65歳になる人なんですけれども、この方も今年の2月2日生まれの方は支給対象者になるのでしょうか。

〔私語あり〕

2番（深谷渉君） 支給対象者であります。

〔私語あり〕

2番（深谷渉君） 8,000円プラスの支給対象者……、失礼しました。

訂正いたします。8,000円プラスの支給対象者になるのでしょうか。

続きまして、プレミアム付商品券の発行は、茨城県でも増えてきております。調べますと、守

谷市とかつくばみらい市，そしてまた，身近なひたちなか市等で発表されております。本市においても約9億3,000万円以上の定額給付金を何らかの形で地域経済活性化につなげるべきであると思います。今のご答弁で，関係機関と現在検討中ということでありますので，今後とも知恵を絞っていただきたいと要望するものであります。

続きまして，食料自給率向上に向けた取り組みであります。

最初の1点目の本市の重点取り組みについてでございますけれども，飼料用米の普及拡大について，「本市の農業の方向性と合致するところですが」というご答弁がありました。しかしながらこの飼料用米となると，農家の方々はなかなかプライドがあるというか，生産に積極的でないような感じがします。現在の飼料用米の生産計画について再度お伺いいたします。また，耕畜連携による飼料用米の拡大の具体例があればお伺いいたします。

もう一点，耕作放棄地の再生利用緊急対策交付金についてでありますけれども，当該交付金利用対象者のさらなるバックアップについて，対象者の永年的な利用を促進するために，ほかの当該交付金対象事業を総合的に推進するとのことですが，本市として，耕作放棄地の利活用に対する独自の施策を検討中でしたらお伺いいたします。

続きまして，学校教育環境についてであります。

地上デジタルテレビ整備についてでありますけれども，当初この内容を伺ったところ，全く計画の必要性を感じていなかったようでございます。これからこの向上や地方財政措置などを活用して計画を立てていくということでございますので，しっかり対策をお願いしたいと思います。

続きまして，学校図書館図書標準と本年取り組む専任司書配置についてお伺いいたします。

本市において，各小中学校が学校図書館図書標準を達成できるように，今後とも予算配分に留意していただけるということですので，引き続きお願いしたいと思います。今，%も示されております。若干前回よりも上がってきたのかなと思っております。

次に，専任司書配置についてでございますけれども，今検討中ということで，この3校は具体的な名前は出ませんでしたけれども，大きなところ，小さなところ，中くらいのところということで，3校配置するというご答弁であります。

1点お聞きしたいんですけれども，この司書の方は，ほかの学校へ臨時的に派遣ができるのかどうか。例えば，大型校で図書の配置入れかえ等をするとき，人出が必要なときに，ほかの2校の司書の方が一緒に仕事を進めていくといったことは可能なのかどうか，そういった点をお伺いしたいと思います。

最後の「鳥獣被害防止特措法」についてでございますけれども，今後は国の制度を大いに活用できるよう，行政側も速やかな対応を進めていただければと思います。

以上で，私の要望を含めた2回目の質問を終わります。ご答弁よろしくお伺いいたします。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） 2回目のご質問にお答えいたします。

まず，食料自給力・自給率工程表に対する見解と，当市の重点取り組みについてのご質問でご

ございますけれども、現在、市内の飼料用米についての耕作につきましては、平成21年度13ヘクタールとなっておりますが、平成23年度につきましては18ヘクタールまでの拡大を目標としております。

具体策としましては、耕作農家、畜産農家、JAみずほなどの農業関係団体が一体となった推進の体制の強化を図りまして、また、みずほ農協が整備を予定しております機械力を駆使しまして、生産及び供給量の拡大に当たってまいりたいと考えているところでございます。

次に、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の活用の中での、交付金以外の市の独自の事業はあるかとのご質問にお答えいたします。

当市の独自の事業といたしましては、1つとしましては、現在、金砂郷地区で実施しております常陸秋そばオーナー制の耕作放棄地を利用した事業拡大を図ることを目的としております。

2つとしましては、耕作放棄地にしつつある農地を利用した民間による市民農園の設置を図ることを目指しております。

3つとしましては、パンフレットによる市内外の企業の農業への参入による農地の有効利用の働きかけを行うこととしております。

4つとしましては、耕作放棄地を利用した菜の花オーナー制の試験的实施を行うこと、これらを計画しているところでございます。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 定額給付金関係についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、申請方法についてでございます。身分証明、あるいは料金証書のコピーなど、なかなかコピーが難しい場合の配慮はということでございますけれども、そのような場合には、先ほどお答え申し上げましたように、本庁及び支所に一定期間、これは当初1カ月ほどを予定しておりますけれども、そうした期間の申請状況を見ながら、再度延長も可能という前提で臨時の受付窓口を設置する考えでございます。どうしてもコピーが難しいという場合には、この臨時申請窓口にはコピー機を借り上げる考えでありますので、そうしたものをご活用いただきたいと思いますと考えております。

さらに、年齢の件でございますが、これは、一般的な年齢に関する法律がございます。これらの法律の解釈によって、19歳、65歳、こうしたものに対する異論がないよう、十分に一人ひとり生年月日等の確認を行いながら、1万2,000円、あるいは2万円の支給を行ってまいりたいと考えております。

なお、この支給方法につきましては、個人個人ではなく、世帯主ということになっておりますので、こうした積算根拠につきましても、十分異論のないように取り扱ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（黒沢義久君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 学校図書館図書標準と本年取り組む専任司書配置についての再度のご質問にお答えをいたします。

他の学校での仕事は可能なのかというご質問でございますけれども、勤務箇所を定めて雇用しますので、基本的にはその学校の勤務にはなりますが、試行でございますので、他の学校への応援も可ということで現在のところ考えております。

議長（黒沢義久君） 2番深谷渉君。

〔2番 深谷渉君登壇〕

2番（深谷渉君） 2回目のご答弁、大変ありがとうございました。最後に、今後定額給付金等、行政側の職員の方々、大変ご苦勞をおかけすると思っておりますけれども、すべては市民のため、全力で取り組んでいただきたいと思います。

ちなみに、先ほどの年齢の質問だったんですけれども、定額給付金室から12月の時点が出ていまして、参考までに読ませていただきたいと思います。

「基準日において18歳以下の者とは、生年月日がいつ以降のものを言うのか」ということでございました。「定額給付金の給付において、基準日において18歳以下の者とは、平成2年2月2日以降に出生した者とする。年齢計算に関する法律によれば、基準日において18歳以下の者とは、平成2年2月3日以降に出生した者である。しかしながら、平成2年2月2日に出生した者が満19歳となるのは、同法の考え方によると平成21年2月1日の24時であり、同日のほとんどを18歳として過ごしていること等を考慮し、平成2年2月2日生まれの者に限り、定額給付金の給付に際しては、基準日において18歳以下の者として取り扱うものとする」というコメントが出ております。そういう意味でちょっとお聞きしました。混乱のないようしっかりと取り組んでいただきたいと思います。と要望するものであります。

以上をもちまして、私の一般質問とさせていただきます。